



2019 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値） における推計方法の変更等について

令和元年 8 月 30 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

○雇用者報酬の遡及推計

2019 年 8 月 26 日に、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の公表結果が 2014 年 1 月に遡って訂正された。

これを受け、2017 年 4-6 月期以降の雇用者報酬の推計¹において、同訂正結果を反映させることとする。

¹ 基礎統計の年間補正等に対応し、随時、原則として直近の第一次年次推計暦年の第 1 四半期まで遡及して推計値を改定する。（国民経済計算作成方法（平成 30 年 11 月）75 頁）